1K255
166

様式 1

事　業　報　告　書

（自 令和7年　7月　1日　　至　令和8年　6月30日）

1　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　たくま医院

① □ 財団　■ 社団（□ 出資持分なし　■ 出資持分あり）

② □ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　■ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

(3) 設立認可年月日　　平成4年9月24日

(4) 設立登記年月日　　平成4年9月24日

2　事業の概要

(1)　本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	医療法人　たくま医院	4210162725	長崎県長崎市深堀町3丁目285-3	一般病床　0床 療養病床　0床 [医療保険　床] [介護保険　床]

(2) 附帯事務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実　施　場　所	備　考

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和7年8月22日　　決算の報告、承認

様式３－４

法人名　医療法人　たくま医院

所在地　長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和8年6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
Ⅰ 流動資産	80,024	Ⅰ 流動負債	10,778
Ⅱ 固定資産	122,903	Ⅱ 固定負債	45,862
1 有形固定資産	107,979	負債合計	56,640
2 無形固定資産	261	純資産の部	
3 その他の資産	14,577	科　目	金　額
		Ⅰ 資本金	10,000
		Ⅱ 資本剰余金	
		Ⅲ 利益剰余金	136,287
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	146,287
資産合計	202,927	負債・純資産合計	202,927

様式４－２

法人名　医療法人　たくま医院

所在地　長崎県長崎市深堀町3丁目285-3

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和7年7月1日　　至　令和8年6月30日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事　業　収　益	116,335
２　事　業　費　用	109,295
本来業務事業利益	7,040
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事　業　収　益	
２　事　業　費　用	
附帯業務事業利益	
事　業　利　益	7,040
Ⅱ　事　業　外　収　益	55
Ⅲ　事　業　外　費　用	491
経　常　利　益	6,604
Ⅳ　特　別　利　益	0
Ⅴ　特　別　損　失	0
税引前当期純利益	6,604
法　人　税　等	1,280
当　期　純　利　益	5,324

様式　2

法人名　医療法人　たくま医院	※医療法人整理番号
所在地　長崎県長崎市深堀町3丁目285-3	

財　産　目　録

（令和8年6月30日現在）

1．資　産　額	202,927 千円
2．負　債　額	56,640 千円
3．純　資　産　額	146,287 千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分	金　額
A 流動資産	80,024
B 固定資産	122,903
C 資産合計　（A＋B）	202,927
D 負債合計	56,640
E 純資産　（C－D）	146,287

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借）

建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借）

様式５

監 事 監 査 報 告 書

医療法人　たくま医院
理事長　詫摩　和彦　　殿

私は、医療法人たくま医院の令和8年会計年度(令和7年7月1日から令和8年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款(寄付行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款(寄付行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和8年8月24日

医療法人　たくま医院
監事　天野幸子

